

平成22年度第10回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年11月16日（火）20時18分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

本日は、0次査定ということでいろいろ、最初だから高めのボールが来ているという感じもするのですが、やや目立つところで金融証券税制とナフサが「D」で、肉用牛とA重油が「C」だという判定の根拠を個別にお願いできますか。

○五十嵐財務副大臣

金融証券税制につきましては、先ほども少し申しましたけれども、本筋論からいって、やはり本則へ戻すということ強く主張したいということでございます。

その他の「C」については、もう少し仕組み等についてよく話をして、準備をしてからということだと思います。

○記者

ナフサについてはいかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

ナフサについてはまだ議論が十分でないと思っておりますが、ナフサについての「－（バー）」は、まさに主要問題でございますので、大玉ということで別途検討というマークでございます。

○記者

細かい話ですが、今回の要望事項が何件あって、見直し事項が何件あるかを教えてください。

○五十嵐財務副大臣

要望事項につきましては、合計が284項目。「A」が20、「B」が15、「C」が29、「D」が147、「E」が38、「F」が5、「P」は0、「－（バー）」が29でございます。

一方、見直し項目は、合計が55項目。「X」のそのまま認めるが33、「Y」が8、「Z」が2、「F」が2、「－（バー）」が10でございます。

○記者

今、数字をお示しいただきましたが、0次査定時段階で増減税というのがどれぐらいの規模になるのかというのは、まだ試算は出しておられないのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

全然分かりません。

○記者

今日、中野座長が出席されておまして、特に発言はございませんでしたが、党のPTが重点要望等として出したものの中で、郵政グループの消費税の非課税と航空機燃料税の引下げに対してなかなか厳しい査定が出ておりました。

先ほどの質問と同じように、この2点、厳しい判定となった根拠につきまして御説明いただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

郵政につきましては、友党との関係もございますけれども、これは正に本筋論から当初の打ち出しをさせていただいたということでございます。

航空機燃料税についても、党から強い要望があったわけですがけれども、現下の状況では難しいということでございます。

○記者

それはやはり 350 億円ぐらいの減収が立つというのは、結構難しいという理解なのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

幾つかの論点があると思いますが、私の個人的な見解から言わせていただきますと、例えばハブ空港問題などで言うと、やはりこれは固定資産税の方がより大きな要素ではないかと思っておりますが、固定資産税ということになりますと、やはり代替財源とか、大きな改革の問題になってまいりますので、すぐにはという感じが出ております。

また、私の方からも地方の財源に関わる話は、なかなか難しいということだと思います。

○記者

今日の要望にない項目の中で、中小企業者に対する法人税率の特例適用範囲の見直しが出てまいりました。今朝の党のPTでも、これを巡ってなかなか厳しい意見が出ておりましたけれども、基本的にこれは会計検査院の指摘どおり、税調としては進めていくというお考えなのか、その点を確認させてください。

○五十嵐財務副大臣

会計検査院の指摘は、やはり重く受けとめなければいけないというのが基本的な考え方でございます。ただ、これは御論議があるところでしょうから、これから引き続き、関係各省と話をさせていただきたいと思っております。

○記者

党からの要望の話に関連するのですが、税の議論から本則に戻すというようなことは、筋は筋だと思っておりますが、さはさりながら、党も政治として議論したものを既に提出しているわけで、かなり話がかみ合わないと思うのですが、党からの要望をどのように税調の中で反映させて議論を進めていくお考えですか。

○五十嵐財務副大臣

党からの要望は、やはり政治マターということでありますから、今後、相当なレベルまで話は行くだろうと思っております。打ち出しとしては、このようにさせていただきましたけれども、先ほどの証券税制でも言いましたが、門前払いにするというこ

とではなくて、このようなところからスタートして論議を深めていきたいということでございます。

○記者

そうすると、あえて税の原則から高めの玉を出しているという御認識と理解していいですか。

○五十嵐財務副大臣

高め、低めは、原則の場合はないのです。高め、低めがあるというのは妥協で、どの水準が適切かというときは、最初に高めを出して、中くらいのところで追いやるとい話があると思いますけれども、まず、原則論を打ち出ささせていただいたということでございます。

○記者

五十嵐副大臣のおっしゃっている本筋論というものが何なのかということ、もう少し分かりやすく説明していただけますか。

○五十嵐財務副大臣

軽減税率に関しては、やはり税調の大きな考え方として、金融に関わるものについては同率の20%を課していこうという基本的な考え方です。これは暫定的な措置として、導入した当時の経済状況から緊急避難的に10%に軽減したということでありますから、その状況が変われば、本則に戻すというのは当然のことだと私は思います。これは疑う余地のない、本来の本則に戻すという考え方は当然あるべきだと思います。

○記者

金融庁やほかの方の意見にも出ていたと思うのですが、成長戦略というものを本筋論の中にどのように絡めて軽重を判断されるのかについて、考え方を教えていただきたいのですが。

○五十嵐財務副大臣

現実論から言って、正にブレーキとアクセルという話は何回か出ておりますけれども、そのようなお立場でお話をしているのだろうと。アクセルか、ブレーキかという一次元的といいますか、そういう考え方から見れば、確かにそのように見えるかもしれませんが、私どもはそういう面から見ても必ずしもそうだとは言えない、本当にブレーキを踏むことになるのですかというのがまず第1点でありますけれども、これは実態論から言って論議があるところであると思います。

もう一つは、実態論とは別に本筋論がありまして、それはベクトルが違いますねという話です。一直線上で考えるのではなくて、むしろ平面あるいは立体的に考えるべきであって、二次元といいますか、X軸とY軸を考えて検討するということは当然あり得ると思います。一直線上で前に進むか、後ろに進むかという考えだけを取られると、そこで間違ってしまうのではないですかということをお話ししたわけです。

○記者

最初は本筋論のところからお話をされるけれども、途中で成長戦略を含め、その他、本筋論に少し合わなかったりするところもあると思うけれども、そこはその都度判断されるという解釈でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

実態論との調和もどこかでは必要になってくるかもしれないということでございます。

○尾立財務大臣政務官

御案内のとおり、租税特別措置の判定基準としては合理性、相当性、有効性というものをおねがね言っております。そういう意味で、成長戦略を達成するために、その租特が本当に有効で、相当で、合理的なのかという判断をしなければ、ただ新成長戦略につながる、何となく論ではいけないということであると思います。

○記者

要望にない事項のことで1点確認ですが、消費税の課税の適正化で二つ方向性を示されましたけれども、この二つが実現しますと、かなり今まで問題とされた益税を含めたものが防げるのか。その辺りの効果について教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

これはかなり実態に即して悪用例が出てきたということから、穴をふさぐ必要があるということを出したお話でございますから、効果は相当あります。これによって益税論というものはほとんどなくなるのではないかと考えております。

○記者

先ほどの要望項目の数ですが、地方税について、もし可能であれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

申し訳ございません、今、手元がないので、もし必要なら後で。

○記者

地方税で、厚生労働省の要望の中の社会保険診療以外の部分の軽減措置が「P」になっているのですが、これはどのように受け止めたらよろしいのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

これは昨年も議論されていて、御案内のとおり昭和27年から続いているもので、引き続き厚生労働省と総務省で実態について話し合いをして、どう取り扱うかを検討していこうとなっています。そういう経過も含めて「P」にしてあります。

○記者

地方税の関係で、昨年の大綱に出ていました新築住宅の固定資産税の軽減の件がこちらの0次査定には入っていないのですが、昨年の大綱には今後1年間で見直しを検討していくことを条件に2年延長すると書いてあります。ということは、今回は無条件に延長が決まっているという考えでよろしいのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

事務方から聞いたのですが、今回は要望がなかったそうです。それで、来年検討することになっているそうです。

[閉会]